

結婚・子育て資金贈与専用口座「ハッピーギフト2」のしくみ

- 本商品は、「結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置」の適用商品です。平成31年3月31日までに、お子さま、お孫さま等への結婚・子育て資金を一括贈与（最大1,000万円まで）される場合の贈与税が非課税となります。
※結婚に際して支払う金銭については、300万円を限度とします。
- 口座開設に先立ち、祖父母さま等（以下贈与者）とお子さま、お孫さま等（以下受贈者）の間で書面により贈与契約を締結いただく必要があります。
- 口座開設にあたっては、受贈者さまから「結婚・子育て資金非課税申告書」をご提出いただきます。
- 開設可能な専用口座は、受贈者さまお一人につき一口座となります。
- 受贈者さまは、20歳以上50歳未満の方とさせていただきます。受贈者さまが50歳に達した日に専用口座は終了いたします。
- 本預金にお預け入れできるのは、平成31年3月31日までとなります。

1. 商品概要

項目	内容
商品名	結婚・子育て資金贈与専用口座「ハッピーギフト2」
対象となる預金	普通預金 ※口座開設時に結婚・子育て資金管理特約を締結させていただきます。
キャッシュカード	ご希望のお客さまに発行いたします。
適用金利	店頭表示金利（普通預金利率）
ご利用いただける方	直系尊属（（曾）祖父母や親）から結婚・子育て資金を贈与される20歳以上50歳未満の個人の方
最低お預け入れ額 （預入単位）	100万円（1円単位）
お預け入れ限度額	1,000万円（利息は預入限度額に含みません）
取扱店舗	当行本支店の窓口にて口座開設いただけます。 ※インターネット支店「あきたびじん支店」ではお取扱いいたしません。
お預入時のご留意点	<ul style="list-style-type: none">●当預金は、贈与者さまと受贈者さまで締結した贈与契約に基づいた金額（非課税申告金額）と同額以外のお預け入れはできません。●限度額以内で増額預入が必要な場合は、新たな贈与契約、非課税申告が必要となります。（追加預入は、平成31年3月31日まで。口座開設店のみでの取扱いとなります。）●贈与契約日から2ヶ月以内にお預け入れしていただく必要があります。●A T Mからのお預け入れはできません。
お引き出し方法	口座開設店窓口・A T Mで随時お引出しいただけます。 ※A T Mのご利用は、キャッシュカードを発行されたお客さまのみとなります。キャッシュカードを発行されないお客さまは、窓口のみでのお引出しとなりますので、ご了承ください。
管理手数料	無料 ※A T Mをご利用の場合、A T M利用手数料が発生する場合がございます。

付随取引のご留意点	<ul style="list-style-type: none"> ●口座振替等の自振設定はできません。 ●結婚・子育て資金ご入金以外の振込口座に指定はできません。 ●結婚・子育て資金、預金利息、ＡＴＭ手数料のお引出し以外の受払いはできません。
-----------	--

※非課税措置の適用には「領収書等」の提出等が必要になります。詳しくは次頁以降をご参照ください。

2. 口座開設のお手続きに必要なもの

項目	内容
受贈者さまのご本人確認書類 (原本)	運転免許証、保険証、旅券 等 ※20歳以上 50歳未満の受贈者さまがご利用いただけます。
受贈者さまのご印鑑	口座開設にあたり、 <u>お届けいただくご印鑑</u> をご用意ください。
戸籍謄本・ 住民票謄本等 (原本)	直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、 <u>贈与者さまが受贈者さまの直系尊属であることが確認できる戸籍謄本等の原本をご提出いただきます。</u> ※戸籍謄本は「筆頭者」の本籍地を管轄する「市役所」等にて取得できます。 詳しい取得方法につきましては、市役所等の戸籍担当窓口にてご確認いただきますようお願いいたします。
贈与契約書 (原本)	予め書面にて贈与者さまと受贈者さまとの間で贈与契約を締結していただき、 <u>贈与契約書の原本をご提示いただきます。(写しをとらせていただき原本をお返しいたします)。</u> ※贈与契約日から2ヶ月以内に弊行にお預け入れいただく必要がございますのでご注意ください。 なお、贈与契約書の書式は店頭にご用意しております。
結婚・子育て資金 非課税申告書 (原本)	非課税措置の適用を受ける金額(お預け入れ金額と同額である必要があります)等を記載していただきます。 申告書は当行より税務署に提出いたします。用紙は店頭にご用意しております。 また、国税庁のホームページからダウンロードすることもできます。 ※お孫さま等の結婚・子育てに要する資金については上限1,000万円まで、 <u>結婚関係の資金に関しては上記1,000万円のうち最大300万円までが限度となります。</u> 詳しくは後記5又は国税庁作成の『「父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」などについて』(国税庁ホームページにも掲載されています)をご参照ください。 ※国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku-zoyo/201504/01.htm
贈与資金	以下の①～③の方法にてあらかじめご用意いただき、お預け入れできます。 ① 現金等をご持参いただき、本口座開設日にお預け入れいただく方法 ② すでに当行にお持ちの受贈者さまの口座にあらかじめお預け入れいただき、本口座開設日に本口座へ振り替えていただく方法

	<p>※受贈者さまの通帳とお届け印をお持ちください。</p> <p>③すでに当行にお持ちの贈与者さまの口座にあらかじめお預け入れいただき、本口座開設日に本口座へお振込みいただく方法</p> <p>※贈与者さまの通帳とお届け印、および受贈者さまの来店が必要となります。</p>
--	---

3. 口座開設の流れ

①贈与契約のご締結及び必要書類等のご準備	<p>贈与契約のご締結と必要書類のご準備をお願いします。</p> <p>※「2. 口座開設のお手続きに必要なもの」をご覧ください。</p>
②ご来店	<p>受贈者さまにご来店いただきます。</p> <p>贈与者さまの口座から本預金へ振替える場合は、贈与者さま(ご本人)にもご来店いただく必要がございます。</p>
③口座開設手続き	<p>「結婚・子育て資金非課税申告書」、「確認書」等の申込書類をご記入・ご捺印等していただき、受贈者さまのご名義で口座を開設致します。</p> <p><u>贈与契約日から2か月以内に弊行にお預け入れいただく必要があります。</u></p> <p><u>お預け入れ上限額は1,000万円ですのでご注意ください。</u></p> <p><u>※結婚関係の資金の場合は、300万円が限度となります。</u></p>
③ 通帳のお渡し	<p>通帳をお渡しして口座開設のお手続きは完了となります。</p> <p>※キャッシュカードは後日郵送いたします。</p>

※平成31年3月31日までは追加のお預け入れも可能です(ただし、お預け入れ限度額は合計で1,000万円まで、結婚関係の資金の場合は300万円までとなります)。贈与契約書、お通帳、お届けのご印鑑、追加結婚・子育て資金非課税申告書、ご本人さま確認書類等をご用意いただき、口座開設店の窓口にてお手続きができます。口座開設店以外でのお取扱いはできませんのでご注意ください。ATMでのお預け入れはできません。

4. お引出し及び領収書等のご提出

窓口またはATMから本預金をお引出しの上、結婚・子育て資金を支払い、後日当該領収書等を弊行にご提出いただきます。領収書を提出される際は、『結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置』に関する領収書等明細一覧』を添付してご提出ください。

※領収書等に記載される支払い年月日、口座からの引き出しと同じ年に属することが必要です。

同じ年に属していない場合、引き出し金は結婚・子育て資金以外の支出となり、贈与税の課税対象となります。

お引出し時の必要書類等(窓口にてお引出しの場合)

お通帳、お届けのご印鑑

※受贈者さまのお取引に限定させていただきます。

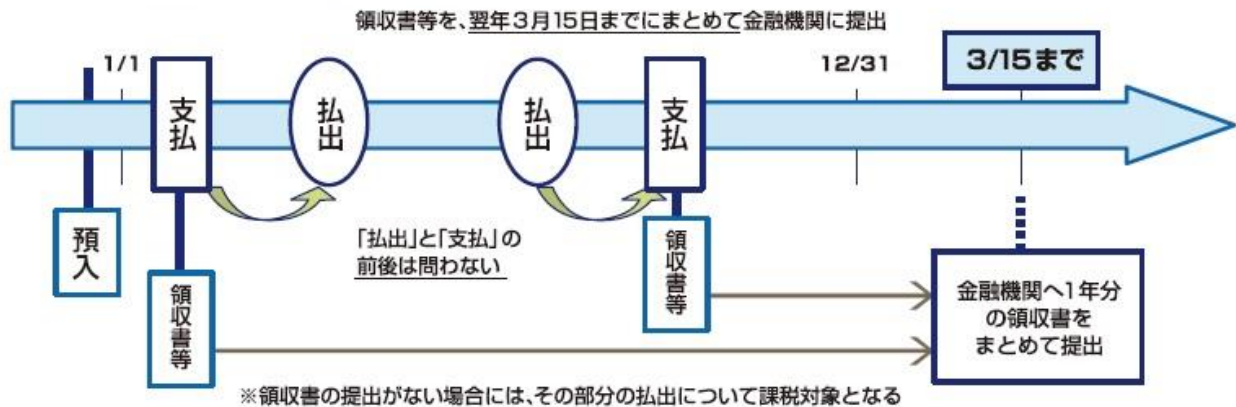
領収書等のご提出

領収書等(原本)及び「領収書等明細一覧兼確認書」を領収書等に記載の支払年月日の属する年の翌年の3月15日までに弊行へご提出ください。

期限までにご提出いただけない場合、引出し金は結婚・子育て資金以外の支出となり、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。

※お引出し金の一部または全部を口座に戻しいれることはできません。

◇お預入れ～領収書等の提出までの流れ(イメージ図)



5. 非課税措置の対象となる結婚・子育て資金の範囲

- (1) 結婚・子育て関連費用として支払われる金銭
結婚または子育て(妊娠・出産・育児)に要した費用について上限 1,000 万円
- (2) 結婚関連費用として支払われる金銭
結婚関連の費用には上記 1,000 万円のうち、300 万円を上限として非課税となります。
- (3) 対象となる費用
 - ①結婚関連費用の場合
 - ・ 婚礼にかかる費用(挙式料、結婚披露宴等の開催に要する会場費、衣装代、飲食代等)
 - ・ 結婚を機に受贈者が新たに物件を賃借する際に要した費用(賃料、敷金、共益費、礼金等)
 - ・ 結婚を機に受贈者が新たな物件に転居するための引越し費用
 - ②妊娠・出産・育児関連費用の場合
 - ・ 不妊治療にかかる費用(人工授精、体外受精費用等)
 - ・ 妊婦健診にかかる費用(母子健康法に基づく妊婦健診費用等)
 - ・ 出産にかかる費用(分娩費、入院費、新生児管理保育料等)
 - ・ 産後1年以内の産後ケアにかかる費用(心身ケア、育児サポート費用等)
 - ・ 受贈者のお子さまに要した医療費(治療費、予防接種代等)
 - ・ 受贈者のお子さまの育児にかかる費用(入園料、保育料、入園試験にかかる検定料等)

6. 領収書等について

- (1) 領収書等の種類
領収書等は原本をご提出ください。弊行で内容を確認し、原本をお返しいたします。
 - ① 領収書
領収書には、支払年月日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)及び住所(所在地)、摘要(支払内容)が記載されていることが必要です。
 - ② 領収書以外の「支払の事実を証する書類※」
「支払の事実を証する書類」には支払年月日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)及び住所(所在地)、摘要_{※1}が記載されていることが必要です。

※「支払の事実を証する書類」は国税庁作成の「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に関するQ&A」のQ3-3で例示されています。要件が不足する場合には振込依頼書等を合わせて添付することにより要件を明確にする必要があります。
なお、当該添付書類も「支払の事実を証する書類」に含まれます。

非課税となる結婚・子育て資金の範囲や「領収書等」についての詳細は、国税庁作成の『「父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」などについて』（国税庁ホームページにも掲載されています）」をご参照ください。

※国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku-zoyo/201504/01.htm>

7.本預金の結婚・子育て資金管理特約の終了

結婚・子育て資金管理特約は以下のいずれかに該当する場合、終了いたします(本預金はただちにご解約いただきますので、引き続きご利用になることはできません。)

- ① 受贈者さまが50歳になられた場合
- ② 受贈者さまが亡くなられた場合
- ③ 本預金の残高が零となり、受贈者さまと当行とで特約を終了させることで合意した場合

上記①又は③の事由により結婚・子育て資金管理特約が終了した時点で、未提出の領収書等がある場合は、特約の終了した日の属する月の翌月末日までにご提出ください。

上記事由が発生して特約が終了した場合、本預金は解約していただきますので、お通帳、お届けのご印鑑、及び本人確認資料をお持ちください。

8.その他ご注意事項

- (1) 本預金にお預け入れいただく前に支払われた結婚・子育て資金は、非課税措置の適応対象外となります。
- (2) お預け入れされた資金を減額することはできません。
- (3) 本預金から引出し後に結婚・子育て資金を支払う場合、引出し時にお支払先等をお聞きすることがございますので、予めご了承ください。また期限までに領収書等のご提出が無い場合、結婚・子育て資金管理特約が終了となった年に贈与があったものとして、贈与税が課税されます。
- (4) 上記7の①または③の事由により結婚・子育て資金管理特約が終了した時点で、結婚・子育て資金非課税申告額から結婚・子育て資金支出額を差し引いた残額*がある場合には、その残額が、特約が終了した日の属する年に贈与があったものとして贈与税が課税されます。②の事由により特約が終了となった場合は、贈与税は課税されません。

※以下の部分の合計金額は残額として贈与税の課税対象となり、その年において他に贈与を受けた金額と合わせて贈与税の基礎控除額を超える場合や相続時精算課税の適用を受ける場合には、贈与税のご申告が必要です。

① 預入金額のうち、お引出しをしなかった部分

② お引出し金額のうち、次の部分

- ・ 結婚・子育て資金のお支払に充当しなかった部分(年間のお引出し合計額が年間の領収書等の合計金額を越える部分を含みます)
- ・ 結婚・子育て資金の支払いと引出しの年が異なる部分
- ・ 結婚・子育て資金の支払いに係る領収書等を期限までにご提出いただけなかった部分
- ・ 結婚関連費用の支払いで累計300万円を越える部分

- (5) 贈与契約期間中に贈与者さまが亡くなられた場合、贈与者さまのお預入れ金額から受贈者さまが結

婚・子育て費用のために支出した金額については、受贈者さまが贈与者さまから相続又は遺贈により取得したのものとして、相続税の課税対象となります。

- (6) 結婚・子育て関連費用の振込みにかかる振込み手数料等は非課税措置の対象とはなりません。
- (7) その他本預金の特約に反する取扱いがあった場合には非課税措置の対象外となる可能性がありますので予めご了承ください。また、この特約を変更する場合は、あらかじめ変更の内容及び取扱いの期日を店頭に掲示し、その期日の到来とともに変更特約が発効するものとします。
- (8) 本制度は、教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の特例と併用することができます。ただし、教育資金の一括贈与にかかる非課税措置の特例を受けるために提出した領収書等は、本制度では非課税の適用を受けることはできません。子の育児にかかる費用については、教育資金の贈与の特例と対象範囲が重複する部分がありますが、一回の支払いについて、教育資金の贈与の特例と重複して払い出すことはできませんので、ご注意ください。

以上